

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人KISA2隊		
郵便番号	615-807		
都道府県	京都府		
市区町村	京都市西京区桂南巽町		
番地等	154-3 ホッホラントビル		
電話番号	050-1721-6060		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://kisa2tai.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2021/01/01		
法人格取得年月日	2022/03/01		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ミヅ マサル
	氏名	見藤 大
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	1
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	

団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	日本財団による助成事業 1期目（2022年3月-2023年3月） 新型コロナウイルス感染症における在宅医療体制のスキーム構築プロジェクト 2期目（2023年4月-2025年3月） ポストコロナ社会における在宅医療体制のスキーム構築

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役職等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

【各欄の入力方法と注意点】

- ・入力確認欄に「check」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	医療と福祉の架け橋が、命を守り・心を救う
団体名:	一般社団法人KISA2隊
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第13条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第12条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第16条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第21条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第21条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第30条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第30条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	定款	第33条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人K I S A 2 隊
定 款

令和6年7月2日 変更

一般社団法人K I S A 2 隊

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条

当法人は、一般社団法人K I S A 2 隊と称する。

(主たる事務所等)

第 2 条

- 1 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第 3 条

当法人は、医療従事者の相互支援、連携、交流を通じて、在宅医療体制の充実及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 適切な在宅医療を実現するための医療従事者サポート事業
- (2) 在宅医療に関する専門家及び関連団体との交流、支援及びネットワーク構築事業
- (3) 在宅医療に関する啓発活動事業
- (4) 前各号に掲げる事業、その他当法人の目的を達成するために必要な医療の向上・社会福祉に資する一切の事業

(公 告)

第 4 条

当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(機関の設置)

第 5 条

当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条

当法人の社員は、当法人の目的に賛同し、当法人の組織、運営、管理について責任をもって社員としての責務を果たす者であって、社員総会で承認を得た者をいう。

(入 社)

第7条

当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社をの申込みをし、社員総会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第8条

当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(退 社)

第9条

- 1 社員は、次に掲げる事由によって退社する。
 - (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 死亡
 - (3) 総社員の同意
 - (4) 除名
- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(種 類)

第10条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第 1 1 条

- 1 社員総会は、社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 1 2 条

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の入社、除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開 催)

第 1 3 条

定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 1 4 条

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第 1 5 条

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があると

きは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決 議)

第16条

- 1 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(代 理)

第17条

社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第18条

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録作成者はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第20条

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第21条

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者は理事となることができない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第22条

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第25条

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第16条第2項に定める社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条

理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

第27条

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第30条

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第 3 1 条

- 1 理事会は、代表理事が招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議 長)

第 3 2 条

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第 3 3 条

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 3 4 条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 3 5 条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 3 6 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第37条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第38条

- 1 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 寄付金
 - (2) 補助金
 - (3) 財産から生じる収入
 - (4) その他の収入
- 2 前項の財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第39条

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第40条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会へ

の報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条

この定款は、第16条第2項に定める社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解 散)

第42条

当法人は、一般法人法に規定する事由によるほか、第16条第2項に定める社員総会の特別決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第44条

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条

- 1 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により決定する。

(個人情報の保護)

第46条

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第47条

当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から2023年2月28日までとする。

(設立時社員)

第48条

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

[Redacted]

設立時社員 守上佳樹

[Redacted]

設立時社員 小林正宜

[Redacted]

設立時社員 奥 知久

(設立時役員)

第49条

当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	見藤 大、藤原実子、藤本一希
設立時監事	藤井雅巳
設立時代表理事	見藤 大

(法令の準拠)

第50条

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

定款の原本と相違ありません

令和6年7月2日

一般社団法人K I S A 2 隊
代表理事 見 藤 大



履歴事項全部証明書

京都市西京区桂南巽町154番地3
一般社団法人KISA2隊

会社法人等番号	1200-05-022825		
名 称	一般社団法人KISA2隊		
主たる事務所	京都市西京区山田中吉見町6番地メルヴェーユ桂206		
	京都市西京区桂南巽町154番地3	令和 6年 4月 1日移転	
		令和 6年 4月11日登記	
法人の公告方法	主たる事務所の掲示場に掲示して行う。		
法人成立の年月日	令和4年3月1日		
目的等	目的 当法人は、医療従事者の相互支援、連携、交流を通じて、在宅医療体制の充実及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1) 適切な在宅医療を実現するための医療従事者サポート事業 (2) 在宅医療に関する専門家及び関連団体との交流、支援及びネットワーク構築事業 (3) 在宅医療に関する啓発活動事業 (4) 前各号に掲げる事業、その他当法人の目的を達成するために必要な医療の向上・社会福祉に資する一切の事業		
役員に関する事項	代表理事 見 藤 大 代表理事 見 藤 大 令和 5年 6月30日重任 令和 6年 4月11日登記 理事 見 藤 大 令和 5年 6月30日重任 令和 6年 4月11日登記		

京都市西京区桂南巽町154番地3
一般社団法人KISA2隊

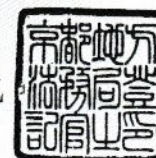
	理事	小林 憲 明	令和 4 年 8 月 1 日就任
	理事	小林 憲 明	令和 5 年 6 月 3 0 日重任
			令和 6 年 4 月 1 1 日登記
	理事	鈴木 安 奈	令和 5 年 3 月 1 日就任
	理事	鈴木 安 奈	令和 5 年 6 月 3 0 日重任
			令和 6 年 4 月 1 1 日登記
	理事	石 田 美 穂	令和 6 年 4 月 1 日就任
			令和 6 年 4 月 1 1 日登記
	監事	藤 井 雅 巳	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	令和 5 年 3 月 1 日大阪市旭区新森七丁目 1 番 4 号から主たる事務所移転 令和 5 年 3 月 1 6 日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6 年 4 月 2 3 日
京都地方法務局
登記官

下 平 和 也



令和 4 年度
(第 1 事業年度)

事業報告

令和 4 年 3 月 1 日から
令和 5 年 2 月 2 8 日まで

一般社団法人 KISA2 隊

令和4年度事業報告書

I. 法人の概況

1. 定款に定める目的

一般社団法人 KISA2 隊は、医療従事者の相互支援、連携、交流を通じて、在宅医療体制の充実及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 適切な在宅医療を実現するための医療従事者サポート事業
- (2) 在宅医療に関する専門家及び関連団体との交流、支援及びネットワーク構築事業
- (3) 在宅医療に関する啓発活動事業
- (4) 前各号に掲げる事業、その他当法人の目的を達成するために必要な医療の向上・社会福祉に資する一切の事業

2. 全国の KISA2 隊地域数

16 府県（青森・秋田・石川・大分・大阪（大阪・堺・八尾）・岡山・鹿児島・京都・熊本・埼玉・栃木・奈良・兵庫・福井）※50音順

3. 役員等に関する事項

役員については、理事藤原実子氏が令和4年8月31日をもって辞任となり、同年9月1日より、小林憲明氏を新たに理事として選定した。

II. 事業の状況

1. 事業の実施状況

(1) 新型コロナウイルス自宅療養者への在宅医療の提供

各自治体や地域のクリニック、多職種と連携し、自宅療養を余儀なくされた患者に、適切な在宅医療を提供した。第6波の大阪市においては、通常の医療保険で医療サポートが受けられない患者を大阪市保健所が取りまとめて医療チームに依頼し、うち日中の約95%、夜間含め一日の全体の約半分の患者を KISA2 隊大阪が受けた。

更に、各地域で KISA2 隊の活動が拡大することで、国内多数のコロナ陽性患者の在宅治療・療養が可能となった。

また、上記の活動を円滑に遂行するため、本部事務局機能の設置や人員体制の整備をした。

(2) 担い手拡大のためのインフラ整備

新型コロナウイルス感染症患者向け往診のための準備物品と往診時の手順等をまとめたマニュアルおよび動画を作成し、HP 等にて一般公開した。患者向けの往診対応に特化し、広く活用してもらえるよう汎用性のある資料としている。

(3) データ活用・アカデミック部門の設置と発信

以下2本の論文を発表を予定しており、第6波の診療を通じた研究成果の発信を行う。

①

論文名：THE USE OF INTRAVENOUS ANTIVIRAL DRUGS AND SARS-COV-2 MONOCLONAL ANTIBODY DRUGS IN HOSPITAL AT HOME SETTINGS: A SINGLE-CENTER RETROSPECTIVE COHORT STUDY IN JAPAN

著者：宮本雄気医師 他

発表概要：2023 年 3 月 30 日～4 月 1 日、スペインのバルセロナで開催される World Hospital at Home Congress にて、KISA2 隊の活動内容を世界に向けて発表予定。

②

論文名：A novel hospital-at-home model for patients with COVID-19 built by a team of local primary care clinics and clinical outcomes: A multi-center retrospective cohort study

著者：辻本康医師 他

Tsujimoto, Yasushi, et al. "A novel hospital-at-home model for patients with COVID-19 built by a team of local primary care clinics and clinical outcomes: A multi-center retrospective cohort study." medRxiv (2022).

（４）全国展開へ向けてのセミナー等連携・アウトリーチ活動

以下のセミナーや研修会を開催し、全国 16 地域に KISA2 隊の活動が拡大し、各リソース不足が課題となる地域においても多数のコロナ陽性患者の在宅治療・療養が可能となった。

①第 6 波振り返りミーティング

実施日：3 月 25 日

実施場所：オンライン

登壇者：宮本雄気氏（医師）、飯野貴明氏（医師）、松田宗也氏（医師）、中川卯衣氏（医師）

参加者：医師、看護師等 約 50 名

②緊急企画/第 6 波を振り返る！新型コロナ COVID-19 訪問診療チームが直面した課題

実施日：4 月 9 日

実施場所：オンライン

登壇者：宮本雄気氏（医師）、加藤信幸氏（薬剤師）、守上佳樹氏（医師）、小林正宜（医師）

参加者：全国 45 都道府県の看護師、医師、ケアマネージャー、薬剤師、行政職員等 約 1,000 名

※株式会社エンブレースとの協働開催

③KISA2 隊柱合会議

実施日：10 月 29 日

実施場所：大阪市、オンライン

登壇者：KISA2 隊 15 地域からの代表者

参加者：93 名

④寺子屋 KISA2 隊 COVID-19 罹患後症状 オンラインセミナー

実施日：11 月 8 日

実施場所：オンライン

登壇者：丸毛聡氏（医師）、忽那賢志氏（医師）、佐田竜一氏（医師）

参加者：医師、看護師等約 100 名

（５）新型コロナクラスター発生施設への支援活動

京都市及び大阪市保健所からの要請を受け、介護福祉施設への緊急医療支援及び収束後の感染予防研修を実施した。コロナ流行期において介護福祉施設でのクラスター発生・拡大による重症者病床の逼迫を緩和し、地域医療の逼迫を回避することができた。また、福井県と秋田県においても支援を実施した。

（６）生活困窮コロナ患者への生活支援

コロナに感染し、生活困窮を強いられている患者に対し、食料品を提供する「ほほえみ届け隊」を実施し、約 1,000 食以上の支援を行った。

（７）講演活動

新型コロナウイルス感染症予防や対策、在宅医療の質の維持及び向上につながる講演活動を全国各地で行った。

（８）情報発信事業

ホームページ内容の更新や SNS を通じて活動を発信し、認知度を高めた。

Medical Care Station（医療介護専用コミュニケーションツール）を通じたコーディネートを行い、全国の KISA2 隊が網羅的に繋がり、知見やノウハウ等の情報共有を促進した。

２．重要な契約に関する事項

①京都市と「重症化リスクの高い自宅療養者に対する 24 時間医療管理コーディネート及び医療管理業務」契約を締結し、履行した。

契約期間：2022 年 6 月 10～2023 年 3 月 31 日まで

業務内容：自宅療養者に対し、京都市の依頼に基づき、24 時間体制で自宅へ往診を行い、医学的管理を行う。また医学的管理を行うに当たって、心電図等モニタリングが必要となる自宅療養者に対し、24 時間医療管理を行う。

②大阪府と「大阪コロナオンライン診療・往診センター運營業務」契約を締結し、履行した。

契約期間：2022 年 10 月 31 日～2023 年 3 月 31 日まで

業務概要：自宅療養者等に対し、日中や休日夜間において、医師や看護師による健康相談・観察及び往診・投薬等を実施する体制の確保を行う。

Ⅲ．会議開催状況

１．総会

①総会

開催日：2022 年 3 月 1 日

議事事項：

- i) 第一期の役員報酬に関する件
- ii) 理事が代表者の会社取引に関する件

②総会

開催日：２０２２年４月１日

議事事項：

- i) 講演受託の件

③臨時総会

開催日：２０２２年９月１日

議事事項：

- i) 役員選任の件

2. 理事会

①定時理事会

開催日：２０２２年３月１日

議事事項：

- i) ２０２２年度の事業計画書及び収支予算等の承認の件

②定時理事会

開催日：２０２２年６月１日

議事事項：

- i) 事業報告の件
- ii) 決算承認の件

③定時理事会

開催日：２０２２年８月２０日

議事事項：

- i) 事業報告の件
- ii) 決算承認の件
- iii) 役員選任の件
- iv) 臨時社員総会招集の件

④定時理事会

開催日：２０２２年１２月１日

議事事項：

- i) 事業報告の件
- ii) 決算承認の件

⑤臨時理事会

開催日：２０２３年２月１日

議事事項：

- i) 事業報告の件
- ii) 決算承認の件
- iii) ２０２３年度の事業計画書及び収支予算等の承認の件
- IV) 臨時社員総会招集の件

以上

令和 4 年度
(第 2 事業年度)

事業報告

令和 5 年 3 月 1 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで

一般社団法人 KISA2 隊

令和4年度事業報告書

I. 法人の概況

1. 定款に定める目的

一般社団法人 KISA2 隊は、医療従事者の相互支援、連携、交流を通じて、在宅医療体制の充実及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 適切な在宅医療を実現するための医療従事者サポート事業
- (2) 在宅医療に関する専門家及び関連団体との交流、支援及びネットワーク構築事業
- (3) 在宅医療に関する啓発活動事業
- (4) 前各号に掲げる事業、その他当法人の目的を達成するために必要な医療の向上・社会福祉に資する一切の事業

2. 全国の KISA2 隊地域数

16 府県（青森・秋田・石川・大分・大阪（大阪・堺・八尾）・岡山・鹿児島・京都・熊本・埼玉・栃木・奈良・兵庫・福井）※50 音順

3. 役員等に関する事項

役員については、理事藤本一希氏が令和5年1月31日をもって辞任となり、同年3月1日より、鈴木安奈氏を新たに理事として選定した。

II. 事業の状況

1. 事業の実施状況

(1) 新型コロナウイルス自宅療養者への在宅医療の提供

各自治体や地域のクリニック、多職種と連携し、自宅療養を余儀なくされた患者に、適切な在宅医療を提供し、多数のコロナ陽性患者の在宅治療・療養が可能となった。

(2) 全国展開へ向けてのセミナー等連携・アウトリーチ活動

以下のセミナーや研修会を開催し、全国16地域に KISA2 隊の活動が拡大し、各リソース不足が課題となる地域においても多数のコロナ陽性患者の在宅治療・療養が可能となった。

①新型コロナウイルス第8波の振り返りと5類移行への対策

実施日：3月18日

実施場所：オンライン

登壇者：小林正宜氏（医師）他

参加者：医師、看護師等 約 500 名

(3) 講演活動

新型コロナウイルス感染症予防や対策、在宅医療の質の維持及び向上につながる講演活動を全国各地で行った。

(4) 情報発信事業

ホームページ内容の更新や SNS を通じて活動を発信し、認知度を高めた。

Medical Care Station（医療介護専用コミュニケーションツール）を通じたコーディネートを行い、全国の KISA2 隊が網羅的に繋がり、知見やノウハウ等の情報共有を促進した。

2. 重要な契約に関する事項

前年度から引き続き、大阪府との「大阪コロナオンライン診療・往診センター運営業務」契約を履行した。

契約期間：2022年10月31日～2023年3月31日まで

業務概要：自宅療養者等に対し、日中や休日夜間において、医師や看護師による健康相談・観察及び往診・投薬等を実施する体制の確保を行う。

III. 会議開催状況

1. 総会

①臨時総会

開催日：2023年3月1日

議事事項：

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 新役員選任の件

第3号議案 役員報酬規程制定の件

第4号議案 役員報酬額決定の件

第5号議案 一般法人法第84条第1項に基づく承認について

2. 理事会

①臨時理事会

開催日：2023年3月1日

議事事項：

第1号議案 臨時社員総会の招集の決定の件

第2号議案 一般法人法第84条第1項に基づく承認について

以上

令和 5 年度
(第 3 事業年度)

事業報告

令和 5 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 3 1 日まで

一般社団法人 KISA2 隊

令和5年度事業報告書

I. 法人の概況

1. 定款に定める目的

一般社団法人 KISA2 隊は、医療従事者の相互支援、連携、交流を通じて、在宅医療体制の充実及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 適切な在宅医療を実現するための医療従事者サポート事業
- (2) 在宅医療に関する専門家及び関連団体との交流、支援及びネットワーク構築事業
- (3) 在宅医療に関する啓発活動事業
- (4) 前各号に掲げる事業、その他当法人の目的を達成するために必要な医療の向上・社会福祉に資する一切の事業

2. 全国の KISA2 隊地域数

22 府県（北海道、青森、秋田、新潟、栃木、埼玉、茨城、東京、石川、福井、愛知、滋賀、京都、奈良、三重、大阪、兵庫、福岡、宮崎、大分、熊本、鹿児島）

II. 事業の状況

1. 事業の実施状況

(1) KISA2 隊本部事務局機能の実装

京都市の KISA2 隊拠点にて、KISA2 隊式 24 時間コールセンター機能の構築を目指すとともに、即時性の高い KISA2 隊オンライン診療スキームの開発、運用マニュアル等の制作や人材育成を行う。

また、全国版 KISA2 隊事務局として機能すべく、機器及び機材整備の整備、システム環境整備、人材採用等の環境整備を行う。

継続して、活動推進のためのアウトリーチ支援、KISA2 隊地域拠点における地域主導型災害医療体制の強化も実施する。

(2) 将来を担う医療/介護職を育成する教育プログラム構築

医療と介護福祉の専門家によるクラスター現場支援を継続するとともに、クラスターシュミレーションワークショップを開発し、その運営とファシリテーターの養成を目指す。

また、Covid19 対応及び災害対応を担う医療福祉人材研修スキームを構築する。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる相談対応業務

堺市より依頼を受け、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、医師が直接相談対応する業務を委託した。

(4) 講演活動

新型コロナウイルス感染症予防や対策、在宅医療の質の維持及び向上につながる講演活動を行う。

（５）情報発信事業

ホームページ内容の更新や SNS を通じて、活動を発信する。

また、全国の KISA2 隊が網羅的に繋がり、知見やノウハウ等の情報共有を促進するため、**Medical Care Station**（医療介護専用コミュニケーションツール）を通じたコーディネートを行う。

２．能登半島地震への支援

2024 年 1 月 1 日に発生した、能登半島地震に対して、1 月 8 日から 2 月 29 日までの期間、石川県穴水町及び能登町において支援活動を実施した。この度の活動は、石川県穴水町で発生した災害に対応するものであり、被災された方々への迅速な支援を目的としています。

３．「第 75 回保健文化賞」及び「SDGs ジャパンスカラシップ岩佐賞」の授賞報告

保健衛生の向上に取り組む団体・個人を顕彰する 「第 75 回保健文化賞」（第一生命保険株式会社、後援：厚生労働省、朝日新聞厚生文化事業団、NHK 厚生文化事業団）を授賞。

2023 年 1 月 21 日に開催された授賞式において、天皇皇后両陛下に拝謁させていただきた。

社会課題の解決や SDGs の達成へと地道に行動する人たちを応援する「SDGs ジャパンスカラシップ岩佐賞」（SDGs 岩佐賞、主催：公益財団法人岩佐教育文化財団）の第 4 回岩佐賞医療の部を授賞。

Ⅲ．会議開催状況

１．社員総会

①定時社員総会

開催日：2023 年 6 月 1 日

議事事項：

報告事項：第 1 号議案 2023 年度 3 月度事業報告について

決議事項：第 1 号議案 2023 年度 3 月度計算書類等の承認の件

２．理事会

①第一回定時理事会

開催日：2023 年 5 月 2 日

議事事項：

第 1 号議案 2022 年度の事業報告の承認の件

第 2 号議案 2022 年度の計算書類等の承認の件

第 3 号議案 2023 年 3 月度の事業計画及び収支予算の承認の件

第 4 号議案 定時社員総会の招集の決定の件

②臨時理事会

開催日：2023 年 6 月 1 日

議事事項：

- 第1号議案 2022年3月度の事業報告の承認の件
- 第2号議案 2022年3月度の計算書類等の承認の件
- 第3号議案 2023年度の事業計画及び収支予算の承認の件
- 第4号議案 定時社員総会の招集の決定の件
- 第5号議案 Candy logistics 株式会社との業務委託契約の承認の件
- 第6号議案 ジタン・マーケティング株式会社との業務委託契約の承認の件
- 第7号議案 東武トップツアーズ株式会社との業務委託の報告の件
- 第8号議案 特定非営利活動法人イシュープラスデザインとの業務委託契約の承認の件

③第二回定時理事会

開催日：2023年11月1日

議事事項：

- 第1号議案 事業進捗報告の件
- 第2号議案 株式会社木村工務店との工事契約の承認の件
- 第3号議案 一般社団法人 地域包括ケア研究所との業務委託契約の承認の件

④第三回定時理事会

開催日：2023年12月22日

議事事項：

- 第1号議案 日本財団助成事業計画変更の承認の件
- 第2号議案 株式会社木村工務店との空調機交換工事の承認の件
- 第3号議案 日東電工株式会社とのアドバイザー契約の報告の件

⑥臨時理事会

開催日：2024年1月4日

議事事項：

- 第1号議案 能登半島地震への支援の承認の件

⑤第四回定時理事会

開催日：2024年3月22日

議事事項：

- 第1号議案 2024年度の事業計画及び収支予算の承認の件
- 第2号議案 柱合会議開催の件
- 第3号議案 LandY 株式会社との業務委託契約の承認の件
- 第4号議案 BYdoctors 株式会社との業務委託契約の承認の件

以上

損益計算書（全体）

自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日

一般社団法人KISA2隊

（単位：円）

科 目	金 額	
【売上高】		
受取助成金	71,820,000	
受取寄付金	1,585,000	
受取補助金	6,000,000	
事業収益	400,446,089	
売上高合計		479,851,089
【営業費用】		
役員報酬	7,500,000	
事務局人件費	526,738	
管理本部人件費	17,900,683	
法定福利費	774,450	
外注費	322,800,727	
荷造運賃	27,851	
広告宣伝費	2,376,120	
交際費	194,623	
会議費	924,609	
旅費交通費	998,482	
遠征費	4,415,056	
通信費	2,512,435	
消耗品費	3,130,258	
備品設備費	911,389	
水道光熱費	67,017	
支払手数料	1,136,399	
ソフトウェア契約費	591,368	
ITシステム導入費	930,826	
車両費	66,605	
地代家賃	1,175,959	
拠点維持費	942,940	
保険料	580,350	
租税公課	1,145,232	
支払報酬料	176,000	
業務委託費(会計財務)	1,032,030	
謝金	1,912,900	
寄付金	2,090,080	
減価償却費	8,807,202	
診療事務局運営費	3,018,010	
医材料費	4,246,812	
雑費	602,435	
事業費合計		393,515,586
営業利益		86,335,503
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
受取利息	512	
雑収入	150,000	
営業外収益合計		150,512
経常利益		86,486,015
税引前当期純利益		86,486,015
法人税、住民税及び事業税		21,822,376
当期純利益		64,663,639

損益計算書 (収益事業)

自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日

一般社団法人KISA2隊

(単位:円)

科 目	金 額	
【売上高】		
受取補助金	6,000,000	
事業収益	400,446,089	
売上高合計		406,446,089
【営業費用】		
役員報酬	3,000,000	
事務局人件費	210,696	
管理本部人件費	7,160,274	
法定福利費	309,780	
外注費	317,273,165	
荷造運賃	27,851	
広告宣伝費	29,520	
交際費	194,623	
会議費	214,177	
旅費交通費	943,084	
遠征費	396,430	
通信費	2,306,043	
消耗品費	2,495,823	
備品設備費	184,466	
水道光熱費	67,017	
支払手数料	291,162	
ソフトウェア契約費	270,082	
ITシステム導入費	924,133	
車両費	66,605	
地代家賃	1,175,959	
拠点維持費	377,176	
保険料	511,140	
租税公課	1,050,054	
支払報酬料	149,600	
業務委託費(会計財務)	412,812	
謝金	765,160	
減価償却費	3,947,243	
医材料費	549,950	
事業費合計		345,304,025
営業利益		61,142,064
【営業外収益】		
受取利息	205	
雑収入	60,000	
営業外収益合計		60,205
経常利益		61,202,269
税引前当期純利益		61,202,269
法人税、住民税及び事業税		21,822,331
当期純利益		39,379,938

損益計算書（非営利活動）

自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日

一般社団法人KISA2隊

(単位:円)

科 目	金	額
【売上高】		
受取助成金	71,820,000	
受取寄付金	1,585,000	
売上高合計		73,405,000
【営業費用】		
役員報酬	4,500,000	
事務局人件費	316,042	
管理本部人件費	10,740,409	
法定福利費	464,670	
外注費	5,527,562	
広告宣伝費	2,346,600	
会議費	710,432	
旅費交通費	55,398	
遠征費	4,018,626	
通信費	206,392	
消耗品費	634,435	
備品設備費	726,923	
支払手数料	845,237	
ソフトウェア契約費	321,286	
ITシステム導入費	6,693	
拠点維持費	565,764	
保険料	69,210	
租税公課	95,178	
支払報酬料	26,400	
業務委託費(会計財務)	619,218	
謝金	1,147,740	
寄付金	2,090,080	
減価償却費	4,859,959	
診療事務局運営費	3,018,010	
医材料費	3,696,862	
雑費	602,435	
事業費合計		48,211,561
営業利益		25,193,439
【営業外収益】		
受取利息	307	
雑収入	90,000	
営業外収益合計		90,307
経常利益		25,283,746
税引前当期純利益		25,283,746
法人税、住民税及び事業税		45
当期純利益		25,283,701

令和4年度 貸借対照表

令和5年2月28日現在

一般社団法人KISA2隊

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	40,904,888		
未収入金	114,016,603		
仮払金	43,800		
流動資産合計		154,965,291	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物附属設備	966,500		
車両運搬具	3,465,877		
工具器具備品	4,220,526		
一括償却資産	2,019,285		
建設仮勘定	12,210,000		
有形固定資産計	22,882,188		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	4,554,000		
無形固定資産計	4,554,000		
(3) 投資その他の資産			
敷金	30,000		
差入保証金	308,000		
長期前払費用	1,665,889		
預託金	39,160		
投資その他の資産計	2,043,049		
固定資産合計		29,479,237	
資産合計			184,444,528
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	97,578,384		
未払法人税等	21,822,300		
預り金	380,205		
流動負債合計		119,780,889	
負債合計			119,780,889
III 正味財産の部			
当期正味財産増減額		64,663,639	
正味財産合計			64,663,639
負債及び正味財産合計			184,444,528

損益計算書

自 令和05年04月01日
至 令和06年03月31日

一般社団法人KISA2隊

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	158,369,489	158,369,489
【売上原価】		
売上総利益		158,369,489
【販売費及び一般管理費】		150,300,856
営業利益		8,068,633
【営業外収益】		
受取利息	1,274	
雑収入	612,254	613,528
【営業外費用】		
経常利益		8,682,161
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		8,682,161
法人税等		569,000
当期純利益		8,113,161

貸借対照表

令和06年03月31日 現在

一般社団法人KISA2隊

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	125,759,773	【流動負債】	90,232,770
現金及び預金	122,272,259	未払金	21,695,010
未収入金	3,487,514	預り金	2,031,902
【固定資産】	32,319,954	仮受金	64,240,358
有形固定資産	27,563,730	未払消費税等	1,877,400
建物	10,378,219	未払法人税等	388,100
建物附属設備	12,803,327	負債の部合計	90,232,770
工具器具備品	2,620,732	純資産の部	
車両運搬具	3	科目	金額
一括償却資産	1,761,449	【株主資本】	67,846,957
無形固定資産	3,455,980	利益剰余金	67,846,957
ソフトウェア	3,455,980	その他利益剰余金	67,846,957
投資その他の資産	1,300,244	繰越利益剰余金	67,846,957
長期前払費用	923,084	(うち当期純利益)	8,113,161
敷金	30,000		
差入保証金	308,000		
預託金	39,160	純資産の部合計	67,846,957
資産の部合計	158,079,727	負債・純資産の部合計	158,079,727

損益計算書 (全体)

自 令和5年3月1日 至 令和5年3月31日

一般社団法人KISA2隊

(単位:円)

科 目	金	額
【売上高】		
受取助成金	0	
受取寄付金	0	
受取補助金	0	
事業収益	42,777,427	
売上高合計		42,777,427
【営業費用】		
役員報酬	600,000	
事務局人件費	438,900	
管理本部人件費	839,767	
法定福利費	60,820	
外注費	39,847,722	
交際費	9,616	
会議費	3,274	
旅費交通費	334,109	
遠征費	58,910	
通信費	233,522	
消耗品費	227,027	
備品設備費	997,454	
修繕費	679,187	
水道光熱費	34,008	
支払手数料	83,728	
ソフトウェア契約費	84,790	
地代家賃	329,900	
拠点維持費	78,617	
業務委託費(会計財務)	55,000	
謝金	219,460	
減価償却費	729,859	
診療事務局運営費	0	
医材料費	1,650,000	
事業費合計		47,595,670
営業利益		△4,818,243
経常利益		△4,818,243
税引前当期純利益		△4,818,243
法人税、住民税及び事業税		111,600
当期純利益		△4,929,843

損益計算書 (収益事業)

自 令和5年3月1日 至 令和5年3月31日

一般社団法人KISA2隊

(単位:円)

科 目	金 額	
【売上高】		
事業収益	42,777,427	
売上高合計		42,777,427
【営業費用】		
役員報酬	240,000	
事務局人件費	175,560	
管理本部人件費	335,907	
法定福利費	24,328	
外注費	39,534,284	
交際費	9,616	
会議費	1,310	
旅費交通費	334,109	
通信費	228,353	
消耗品費	90,007	
備品設備費	219,602	
修繕費	271,675	
水道光熱費	34,008	
支払手数料	10,636	
ソフトウェア契約費	33,916	
地代家賃	329,900	
拠点維持費	31,447	
業務委託費(会計財務)	22,000	
謝金	87,784	
減価償却費	301,085	
事業費合計		42,315,527
営業利益		461,900
経常利益		461,900
税引前当期純利益		461,900
法人税、住民税及び事業税		111,600
当期純利益		350,300

損益計算書（非営利活動）

自 令和5年3月1日 至 令和5年3月31日

一般社団法人KISA2隊

(単位:円)

科 目	金	額
【売上高】		
受取助成金	0	
受取寄付金	0	
受取補助金	0	
売上高合計		0
【営業費用】		
役員報酬	360,000	
事務局人件費	263,340	
管理本部人件費	503,860	
法定福利費	36,492	
外注費	313,438	
会議費	1,964	
遠征費	58,910	
通信費	5,169	
消耗品費	137,020	
備品設備費	777,852	
修繕費	407,512	
支払手数料	73,092	
ソフトウェア契約費	50,874	
拠点維持費	47,170	
業務委託費(会計財務)	33,000	
謝金	131,676	
減価償却費	428,774	
医材料費	1,650,000	
事業費合計		5,280,143
営業利益		△5,280,143
経常利益		△5,280,143
税引前当期純利益		△5,280,143
当期純利益		△5,280,143

令和5年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

一般社団法人KISA2隊

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	182,225,501		
未収入金	45,302,986		
仮払金	43,800		
流動資産合計		227,572,287	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	10,835,121		
建物附属設備	1,746,704		
車両運搬具	3,174,744		
工具器具備品	4,590,843		
一括償却資産	2,679,900		
有形固定資産計	23,027,312		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	4,467,980		
無形固定資産計	4,467,980		
(3) 投資その他の資産			
敷金	30,000		
差入保証金	308,000		
長期前払費用	1,608,751		
預託金	39,160		
投資その他の資産計	1,985,911		
固定資産合計		29,481,203	
資産合計			257,053,490
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	128,382,919		
未払法人税等	21,933,900		
預り金	534,898		
仮受金	46,467,977		
流動負債合計		197,319,694	
負債合計			197,319,694
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		64,663,639	
当期正味財産増減額		△4,929,843	
正味財産合計			59,733,796
負債及び正味財産合計			257,053,490